

## エンジェル税制パンフレット正誤表

### 1. 「エンジェル税制の対象」のページ（パンフレットを2回開いた時の1番左のページ）

- ・ページ上部の優遇措置 A の図表について

設立経過年数1年未満であっても、最初の事業年度を経過した場合には「営業キャッシュフローが赤字」という要件が加わりますのでご注意ください。

- ・ページの下から5行目（ページ下半分の「優遇措置 B」の欄の下から5行目）

誤：「優遇措置 A の対象となる企業」

正：「優遇措置 B の対象となる企業」

### 2. 「エンジェル税制の対象」の2ページ目

- ・「減税対象となる個人投資家の要件」のⅦの3行目

誤：「はじめて50%以上になる時」

正：「はじめて50%超になる時」

### 3. 「Ⅱのポイント」が先頭のページ（パンフレットを2回開いた時の右から2番目のページ）

- ・「Ⅲのポイント」の「外部からの投資を1/6以上取り入れているとは」2行目

誤：「50%以上を」

正：「50%超を」

- ・「Ⅳのポイント」の「大規模法人グループの所有に属さないとは」1行目

誤：「発行済株式の総数の1/2以上」

正：「発行済株式の総数の1/2超」

- ・「Ⅶのポイント」の「同族会社とは」1行目

誤：「50%以上」

正：「50%超」

「エンジェル税制申請から確定申告までの流れ」について（2回開いたときの一番右のページ）

ステップ1は、タイミングにより以下の2つに大別されます

- ①「投資を受ける前」に自社がベンチャー企業要件を充足するかを確認（事前確認）

\*事前確認を受けた後に投資を受けた場合には、その投資が税制の対象になるか（「減税対象となる個人投資家の要件」）を確認します。

- ②「投資を受けた後」に自社がベンチャー企業要件を充足するかを確認

\*この場合には、同時にその投資が税制の対象になるか（「減税対象となる個人投資家の要件」）を確認します。

手続の流れや提出書類の詳細については以下のホームページをご覧ください。

関東経済産業局 HP

[http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/sogyo/index\\_angel\\_1main.html](http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/sogyo/index_angel_1main.html)

経済産業省 関東経済産業局  
地域経済部 新規事業課

担当：富士森、三枝、西島  
連絡先：048-600-0276（直通）